

## 特定接種（通信事業分野）の登録申請Q & A

問1. 登録基準告示に示された「固定電気通信業」は、具体的にどのような「事業の種類」や「事業の種類細目」、「対象業務」が該当するのかについて教えてください。

(答) 登録基準告示でお示した「固定電気通信業」については、日本標準産業分類に示された「固定電気通信業」をいいます。具体的には、電気通信事業法に規定する電気通信事業であって、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、国際電話、国際総合デジタル通信サービス、公衆電話、インターネット接続サービス（固定通信に係るものに限る。）、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス等の固定通信に係る電気通信役務を提供する事業を指します。

対象業務については、上記事業の業務のうち、登録基準告示でお示した「通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務」となります。具体的には、「固定電気通信事業」に該当する通信サービスの提供の継続・確保に必要不可欠な通信ネットワーク、通信設備若しくは社内システムの運用、維持管理又は緊急時のこれらの対応といった業務を指します。したがって、通信サービスの提供の継続・確保に必ずしも必要ではない設備、システム又は設備の運用等に関する業務、顧客対応（コールセンター等）、研究開発、開設工事、料金收受、端末販売、新規営業、労務管理等は対象外となります。

問2. 登録基準告示に示された「移動電気通信業」は、具体的にどのような「事業の種類」や「事業の種類細目」、「対象業務」が該当するのかについて教えてください。

(答) 登録基準告示でお示した「移動電気通信業」については、日本標準産業分類に示された「移動電気通信業」をいいます。具体的には、電気通信事業法に規定する電気通信事業であって、携帯電話、PHS、衛星移動通信サービス、インターネット接続サービス（移動通信に係るものに限る。）、仮想移動電気通信サービス等の移動通信に係る電気通信役務を提供する事業を指します。

対象業務については、上記事業の業務のうち、登録基準告示でお示した「通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務」となります。具体的には、「移動電気通信事業」に該当する通信サービスの提供の継続・確保に必要不可欠な通信ネットワーク、通信設備若しくは社内システムの運用、維持管理又は緊急時のこれらの対応といった業務を指します。したがって、通信サービスの提供の継続・確保に必ずしも必要ではない設備、システム又は設備の運用等に関する業務、顧客対応（コールセンター等）、研究開発、開設工事、料金收受、端末販売、新規営業、労務管理等は対象外となります。